

技術実績評価型総合評価方式の試行について

(仮称：杉並区総合評価方式B型)

1 技術実績評価型総合評価方式とは

杉並区において既に実施している施工能力審査型より規模の大きな工事を対象とする総合評価入札方式です。

技術実績評価型は価格点と技術点を同じ点数配分として、施工能力審査型と比較して工事全般に係る一般的な技術力や社会的信頼性等へのウェイトを高くしているのが特徴です。

3 対象工事

原則として予定価格が1億円以上の工事から選定します。

4 落札者の決定 資料①

入札価格が予定価格の範囲内であり、以下の点数を合計した評価値の最も高いものを落札者とします。価格点と技術点との割合は30：30です。

- 価格点
入札価格を点数化
(調査基準価格を下回る入札の価格点の上昇を抑える仕組みを設け、極端な低入札の抑制を狙っている)
- 技術点
企業の技術力、企業の信頼性・社会性を点数化

5 学識経験者の意見聴取

施工能力等評価型と同様に、次の事項について二人以上の学識経験者の意見を聴取し決定します。

- 落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項
- 落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合に、落札者を決定しようとするとき

6 実施

平成24年度発注分から対象案件を選定し試行導入します。

資料① 評価項目

価格点	<p>価格点 = (式①+式②) ÷ 2</p> <p>式① (上限 30点とする)</p> <p>30 × 【(予定価格—入札価格) / (予定価格—最低入札価格) + (最低入札価格 / 入札価格)】 × 1/2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低入札価格は、基準値※を下回る場合は基準値とする。 (※) 基準値=直接工事費×75%+共通仮設費 70%+現場管理費×70%+一般管理費×30%+ガス工事費+発生材費等売却費 ・最低入札価格について、失格基準価格設定案件においては、失格基準価格未満の入札を除きもつとも低い金額とする。 ・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、30点とする。 <p>式② (上限 30点とする)</p> <p>30 × 【(予定価格—入札価格) / (予定価格—調査基準値) + (調査基準値 / 入札価格)】 × 1/2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査基準値は調査基準価格又は最低制限価格を、有効3桁として、端数処理したものとす。 (4桁目を切り上げる)
技術点	合計 30点 別表1

別表1

		評価項目	評価点	満点 (点)		業種別の設定			備考
						建築 工事	土木 工事	設備 工事	
技術点	企業の技術力	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2	19	◎			
		過去の工事成績評定	工事成績評価点	15		◎			
		企業の優良工事の実績	企業の優良工事の実績点	2		◎			
		配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3	9	◎			
		配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	3		◎			
		配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3		◎			
	企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	-3	-3	◎			有る場合に減点
		杉並区における実績	杉並区における実績点	1	2	○	○	○	選択対象の評価項目 (このうち2つを選択)
		災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1		○	○	○	
		緊急施工工事の実績	緊急施工工事の実績点	1		-	○	-	
		ISO9001 又は 14001 等認証取得の有無	ISO9001 又は 14001 等認証取得の実績点	1		○	○	○	
		本店又は営業所の所在の有無	本店又は営業所の所在の実績点	1		○	○	○	
		雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	0.5	0.5	◎			複数の実績を有する場合でも0.5点とする。
仕事と家庭の両立支援配慮実績	仕事と家庭の両立支援配慮実績点	0.5	◎						
技術点上限：30									

凡例：◎必須の評価項目、○選択対象の評価項目

別表 2

工事成績評定点

工事成績評定通知書の総評 定点の平均	工事成績 評定点
0 点以上 20 点未満	0
20 点以上 30 点未満	1
30 点以上 40 点未満	2
40 点以上 50 点未満	3
50 点以上 55 点未満	4
55 点以上 57.5 点未満	5
57.5 点以上 60 点未満	6
60 点以上 62.5 点未満	7
62.5 点以上 65 点未満	8
65 点以上 67.5 点未満	9
67.5 点以上 70 点未満	10
70 点以上 72.5 点未満	11
72.5 点以上 75 点未満	12
75 点以上 77.5 点未満	13
77.5 点以上 80 点未満	14
80 点以上 100 点以下	15

- 工事成績通知書の総評点は基準日の5年3ヶ月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、直近3件の工事成績評定通知書の総評点の相加平均です。
- 基準日は発注公告を開始する日の直前の各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日、1月1日）です。
- 工事成績評定通知書の総評定点が50点未満のものは、当該工事成績評定通知書の総評定点を0点とし、直近工事件数が3件に満たない場合は、不足する工事件数1件につき工事成績評定通知書の総評定点を60点として、それぞれ算定します。
- 最直近の総評定点が60点未満のものは、入札に参加できません。